

登園許可書

集団生活を行う上で、感染症の集団発生や流行をできる限り防ぐために、下記のような感染症について登園許可書の提出をお願いしております。

下記に記載のない疾病は許可書の必要はありませんが、医師からの指示(登園のめやす)は守ってください。

園名 長井こども園

園児名

該当疾患に○	疾患名	登園のめやす
	風疹	発疹が消失していること
	水ぼうそう	すべての発疹がかぶさたになっていること
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腺腫が発現してから 5 日経過しかつ全身状態が良好になっていること
	結核	医師により感染の恐れがないと認められていること
	流行性角結膜炎	結膜炎の症状が消失していること
	百日咳	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による 5 日間の治療が終了していること
	腸管出血性大腸菌感染症	医師により感染の恐れがないと認められていること
	急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認められていること
	侵襲性髄膜炎菌感染症 (髄膜炎菌性髄膜炎)	医師により感染の恐れがないと認められていること

※厚生労働省『保育所における感染症対策ガイドライン』『こども家庭庁』『学校保健安全法施行規則』より

上記の疾患で 年 月 日から療養中のところ、現在症状が軽快し、他児への感染の恐れはないと判断したので、年 月 日より登園をしてよいことを証明します。

証明日 年 月 日

医療機関名

医師名

印